

なでしこ通信 第 54 号

《隔月発行》

— 目 次 —

- ★家族制度を破壊する最高裁判決
明星大学教授 高橋史朗
- ★えひめ親守詩大会 事務局便り
- ★良書ご紹介
- ★救う会愛媛より
- ☆事務局から

家族制度を破壊する最高裁判決 ■ □

明星大学教授 高橋史朗

先回はエドワーズ博美先生の論文を掲載いたしました、引き続き今回もこの問題を取り上げました。

最高裁は9月4日、結婚していない男女間に生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分を、嫡出子の半分と定めた民法 900 条の規定が、「法の下での平等」を保障している憲法 14 条に違反しているという判断を下した。この最高裁の決定を踏まえた民法改正案が今国会で成立する見通しであるが、自民党は高市政調会長の直属機関として、「家族の絆を守る特命委員会」を設置、法務省内にもワーキングチームを設置して、一年を目途に配偶者が自宅不動産に引き続き居住することができるよう、配偶者の居住権を法律上保護するための措置や、配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するために必要な措置などをはじめとする相続法制度のあり方について検討することになった。

今回の最高裁の決定理由は、国民意識の変化と諸外国の立法例に基づき、国際社会から



改善の勧告を受けている、の二点であった。いずれの理由も納得できるものでない。

まず国民意識の変化については、内閣府の世論調査によれば、嫡出子と非嫡出子の相続を等しくする民法の改正について、昭和 54 年では、賛成 47.8%、反対 15.6%、平成 24 年では、賛成 25.8%、反対 35.6%となっており、10%差で反対派の方が多い。

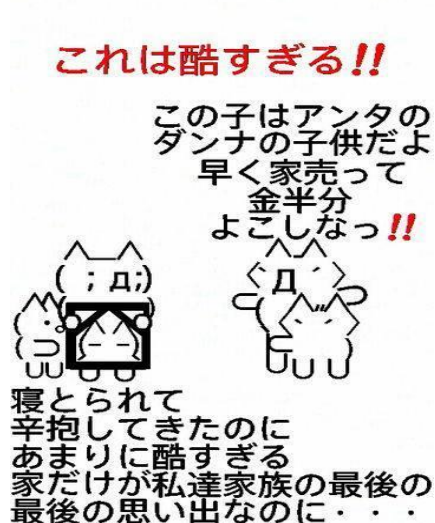
次に、民法 900 条 4 号のただし書き中の「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」というような規定をもつ国はなく、「国際連合の関連する委員会」がわが国のこうした規定に「懸念の表明、法改正勧告等を繰り返してきた」というが、国連の振り回す平等主義や個人至上主義は普遍的な理由といえるであろうか。

相続の問題に外国の事情や国連の圧力を持ち出すのは筋違いというべきであり、最高裁自身が判決冒頭部で、「相続制度を定める際は各国の伝統や社会事情、国民感情を考慮し、国民の意識を離れて定めることはできない」と言っていることとも矛盾する。

2011 年の出生数に対する婚外子の割合は、フランス 56%、ノルウェー 55%、イギリス 47%、アメリカ 41%、ドイツ 34%、イタリア 23%に対して、日本は 2.2%となっている。このように婚外子の割合は欧米諸国と日本では大きく異なる現状を踏まえる必要がある。

欧米では事実婚が増え、婚外子の割合が増えているから、日本でも欧米と同様に婚外子と嫡出子を平等に扱わなければならない、というのは、事情が全く異なるのに欧米の仕組みを持ち込もうとするもので問題があると言わざるをえない。

前述した民法 900 条 4 号のただし書きの立法趣旨については、平成 7 年 7 月 5 日の最高裁大法廷決定において、次のように明確に説明されていた。



「本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に二分の一の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとするものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。これを言い換えれば、民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優先してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものである」

最高裁は「父母が婚姻関係になかったという、子にとっ

では自ら選択ないし修正する余地のないことがらを理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立してきている」と結論づけているが、埼玉大学名誉教授の長谷川三千子氏の次の指摘が的を射ているように思われる。



「これは親を同じくする嫡出子と非嫡出子の利害を調整した規定であって、自ら選択の余地のない事情によって不利益をこうむっているのは嫡出子も同様なのです。その一方だけの不利益を解消したら他方はどうなるか、そのことが全く忘れ去られています。またそれ以前に、そもそも人間を『個人』としてとらえたとき、（自らの労働によるのではない）親の財産を相続するのが果たして当然の権利といえるのでしょうか？その原理的矛盾にも気づいていない。ここには、国連のふり回す平等原理主義、『個人』至上主義の前に思考停止に陥った日本の司法の姿を見る思いがします。『法の番人』

には本来の『法の賢慮』を発揮していただきたいものです」

ところで、榊原富士子・吉岡睦子・福島瑞穂の三氏の共著『結婚が変わる、家族が変わる一家族法・戸籍法大改正のすすめ』（日本評論社）には、次のように書かれている。

「そもそも嫡出子と非嫡出子を厳格に区別するという発想の根底には、女性を家庭を守る妻たる女性と、遊びの対象としての女性とに二分化し、男性の『正当な血統』を守る男性中心の思想が流れているが、子を産む立場の女性からみれば、嫡出子非嫡出子の区別などおよそ無意味である」

「どのような結婚をし、家族をつくるかということは、本来、個人のライフスタイルの問題であり、個人の自由意思にまかせるべきである。どんな家族形態を選んでも不利益をうけたり差別されたりせず、家族のありかたについての自己決定権が尊重されるためにも、嫡出子非嫡出子の差別、そして区別自体も早急に廃止したい」

「（非嫡出子の法定相続分の差別は）非嫡出子を産むまい、妊娠しても中絶してしまうしかないというように、親の生き方を左右するものであるということが出来る。・・・非嫡出子差別は、親のライフスタイルについての自己決定権や幸福追求権を侵害するものではないか」



このように非嫡出子相続「差別」は、どのような形で子供を産もうが自由であるという

親の「ライフスタイルについての自己決定権」を侵害するから撤廃すべきだと主張しているのである。

福島氏は「『既婚』はもう恋の障害じゃない」（『婦人公論』1994年7月号）というエッセイで、「結婚をしていようがいまいが心はどうしようもなく動いていく。結婚した後だっているんな出会いがあるし、素敵な人に会うことだってあるだろう。また、人を好きになるときに『未婚』と『既婚』を振り分けているわけではない。年上の人と恋愛すれば、その人に『家庭』がある確率は高くなるし、『いい男』には『決まった彼女』や『妻』がいることが多い」と述べている。

この福島氏が担当大臣として作成したのが第三次男女共同参画基本計画であるから何をかいわんやである。こんな主張がまかり通れば、妻の立場や一夫一婦制は崩壊の一途をたどらざるをえない。

（親学推進協会会長）



◇◆えひめ親守詩大会 事務局便り

「しろがねも くがねも玉も 何せむに 勝れる宝 子にしかめやも」という山上憶良の和歌が『万葉集』にあります。日本の伝統的子育ての原点は、子供への愛情を「子宝」とあらわした「親心」にあると言われます。「親思う ころろにまさる 親心 けふの音づれ 何ときくらん」と吉田松蔭は辞世の句をよみました。このような親子の情が日本民族の精神的伝統であり、日本の情緒の中核だと言われます。

我が国の精神的伝統を現代に甦らせるのが「親守詩」です。

第1回では、1293名の方から3261点の作品が寄せられました。応募は1人5作品まででしたが、今回は1人2作品（俳句形式1点、連歌形式1点）までとなっています。

また、運営費用はすべて個人や企業の協賛金によって賄われます。第1回の総費用は463,848円でしたが、第2回は入場無料とし、締め切り間際に殺到する応募作品の入力作業を外注化しましたので、約70万円の支出が見込まれます。

何とぞご支援賜りますようお願い申し上げます。（払込用紙を同封致しております）

- 協賛広告 3,000円以上 （『大会しおり』に名刺大の広告を掲載）
- 協賛企業 10,000円以上 （『大会しおり』に企業名と名刺を掲載）

◇良書ご紹介 お孫さんへのクリスマス・プレゼントやお年玉に!

「子供のための伝記シリーズ」全8巻。公益法人・新教育者連盟発行。

第1巻…中江藤樹（近江聖人と慕われたまごころの教育者）第2巻…乃木希典（武士道精神を生きた至誠一筋の人）第3巻…吉田松陰（国を愛し人を愛した至誠と情熱の生涯）第4巻…二宮金次郎（報徳精神で村をたてなおした実践の人）第5巻…高杉晋作（明治維新への道を開いた幕末の英俊）第6巻…楠木正成（日本武士道の源流、楠公父子物語上）第7巻…楠木正行（下）第8巻…西郷隆盛（敬天愛人の心で明治維新を導いた人）

全文にルビが付いています。小堀桂一郎先生が絶賛!!! 1冊1000円。見本貸し出し中。

◆救う会愛媛より

北朝鮮人権侵害問題啓発週間の行事をご案内申し上げます。奮ってご参加下さいませ。

12月14日（土）

15:00～16:15 拉致問題啓発パレード 市駅前→銀天街→大街道

12月18日（水）愛媛県主催「拉致問題を考える研修会」 参加無料

15:00～16:45 県庁第2別館6階大会議室

●松本孟（はじめ）氏（拉致被害者:松本京子さんの兄）講演

演題「拉致被害者家族からの訴え」

●三谷秀史氏（内閣官房拉致問題対策本部事務局長）講演

演題「拉致問題の現状と政府の取組について」

椿祭り〔2月6日（木）～8日（土）〕での拉致啓発活動は、めざす会は最終日8日12時～14時の担当でございます。ご協力いただける方は青井までご連絡下さいませ。

◇◇◇ 事務局から ◇◇◇

★護国神社の来春の祈願祭にご参列下さい。1月5日（日）の10時です。拝殿に向かって右側の控え室に9時50分にご集合下さい。参加費は1000円でございます。

★12月23日（月）は天皇誕生日。14時から護国神社・みゆき会館で『お誕生日をお祝いする集い』が開催されます。記念講演「万世一系の皇統護持のために」、講師は谷田川おさむ先生です。四国中央市では19時から中之庄公民館にて。記念講演「美しく素晴らしい

国日本」岡田幹彦講師です。いずれも入場無料。戦前は皇后陛下のお誕生日をお祝いする「地久節」があったのをご存じでしょうか。同じように祝日だったそうです。

★親守詩大会のちらしを同封致しました。先回同封しました作品募集ちらしも有効です。みなさまやご家族の方々の応募をお待ちしております。応募締め切りは来年1月10日(金)でございます。

★めざす会の住所が、初代の小笠原ミワ子会長の西石井のご自宅から私(青井)の自宅に変わっております。

★毎月2~3回ランチ学習サロンを開催しております。日時や会場は下記までお問い合わせ下さいませ。

★会費の切れる方に払込取扱票を同封しております。引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。2000円お願いできれば幸いです。

健全な男女共同参画社会をめざす会

会長 青井 美智子

〒791-0221 東温市上村甲 218 番地

ホームページ <http://www.mezasukai.com/> 電話 090-8971-7721 FAX 089-964-3903

メール michikoaoi25@yahoo.co.jp (件名を明記してください)